

千曲市

福祉医療費給付金事業 ご案内

千曲市では、市内在住のお子さんや障がいをお持ちの方などを対象に、医療費の負担を軽減し、福祉の増進をはかるために医療費の助成制度として福祉医療費給付金事業を実施しています。

福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
入院	み
自己負担金	ほ
摘要	ん
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日

水色
(あじさい色)

福祉医療費受給者証	
市町村番号	0 1 6 事業番号
受給者番号	
居住地	長野県
氏名	
生年月日	年 月 日生 年 月 日まで
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	
発行機関名	長野県 千曲市長
及び印	
交付年月日	年 月 日

若草色



受給者証は

受診のたびに忘れず提示してください

1. 福祉医療費の対象者と給付対象

区 分		所得の制限	給付対象	
			通院	入院
子ども	0歳から18歳まで (18歳到達後の 3 月 31 日まで)	なし	○	○
障がい者	身体障害者手帳 1級～3級	なし	○	○
	身体障害者手帳 4級	本人が所得税非課税で、同一世帯員 が特別障害者手当の基準金額内		
	65 歳以上重度障害者 〔後期高齢者医療の障害認定を 受けることができる方〕	なし		
	療育手帳 A1・A2・B1			
	特別児童扶養手当 1級・2級			
	20 歳以上 65 歳未満で国民年金(障 害年金)1 級 10 号・2 級 16 号の方			
	精神保健福祉手帳1級	同一世帯員が特別障害者手当の 基準金額内		
	精神保健福祉手帳2級			
障害者総合支援法の 自立支援医療(精神通院)受給者	なし	○	－	
ひとり親 家庭等	母子家庭の母子 (※1)	なし	○	○
	父子家庭の父子 (※1)			
	父母のいない児童(※2)			

※1 18歳までの児童または18歳以上20歳未満で高校等に在学・在校中の児童を扶養している方及びその児童

※2 18歳までの児童または18歳以上20歳未満で高校等に在学・在校中の児童

2. 受給資格の申請をするには

市役所の国保医療係窓口で申請手続きが必要です。

必要書類を持参のうえ、出生届や転入手続き、障害者手帳取得時等に申請してください。

資格申請を行うと、「福祉医療費受給者証」が交付され、福祉医療費の給付が受けられます。

手続きに必要なもの	1. 健康保険証(受給対象者のもの) 2. 預金通帳等(金融機関および口座番号が確認できるもの) 3. 印鑑(認印) 4. マイナンバーカード等個人番号の分かるもの(受給対象者及び扶養者のもの) 5. 窓口来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) 6. 障害者手帳や特別児童扶養手当障害認定通知書等(お持ちの方のみ)
-----------	---

「福祉医療費受給者証」は、18歳までの方は「水色(あじさい色)」、それ以外の方は「若草色」です

3. 福祉医療費の給付対象となるのは

病院、薬局、訪問看護ステーション、柔道整復、はり・きゅう・マッサージ指圧の施術等で支払った医療費の自己負担分の一部です。

4. 福祉医療費給付金事業の給付内訳

保険適用内			保険適用外	
保険者が負担する分 7割～9割	受給者が医療機関等で支払う金額			
	他制度 給付金など (※①)	受給者 負担金 (※②)	福祉医療費 給付金	検診 文書料 など

受給者が医療機関等で支払う金額のうち、以下を除いた額を福祉医療費として給付します。

□保険適用外（検診・文書料・入院時の差額ベッド代・自費診療などは対象となりません）

□保険適用内のうち

※①その他の制度から受ける給付など

・高額療養費

医療費の高額な自己負担を軽減するため、一定額（自己負担限度額）を超える額が健康保険から支給されるものです。1ヶ月ごと・1医療機関ごと（総合病院は医科・歯科ごと）・入院・外来ごとに支払った一部負担金額が所得に応じて定められた限度額を超えた場合、加入している健康保険に高額療養費支給申請を行うことで、限度額を超える金額が払い戻されます。（自動償還の健康保険では、手続き不要の場合もあります。）

・附加給付（健康保険組合・共済組合など各保険者が独自に給付する医療費助成）

一部負担金額が各保険者の規定する基準額を超えた場合、その超えた金額について高額療養費とは別に給付されます。制度の有無・基準額など詳細は加入している健康保険に問い合わせてください。

・その他の制度から受ける給付

保育所や学校の管理下で起こったけが等で、独立行政法人日本スポーツ振興センターに基づく「災害共済給付」の対象となる場合や損害賠償金の補填等については、福祉医療の給付対象外です。

※②受給者負担金（福祉医療制度を維持するための負担金）

原則1ヶ月ごと、1医療機関ごと（総合病院は医科・歯科ごと）・入院・外来ごとに500円のご負担をいただきます。調剤については1ヶ月ごと・1薬局ごと（処方箋発行医療機関ごとの医科・歯科ごと）となります。

△ ご注意ください

○千曲市国民健康保険の加入者で高額療養費に該当されている場合は、担当者より申請書が郵送されますので、申請してください。申請があったのち、金額が確認でき次第のお振込みとなります。

○社会保険（保険組合等）の加入者で、高額療養費や附加給付に該当されている場合は、別途ご案内の通知を郵送します。加入している保険組合に高額療養費・附加給付の確認をしていただき、支給（または不支給）決定通知書の提出をお願いします。

5. 給付方法 県内の医療機関を受診の場合

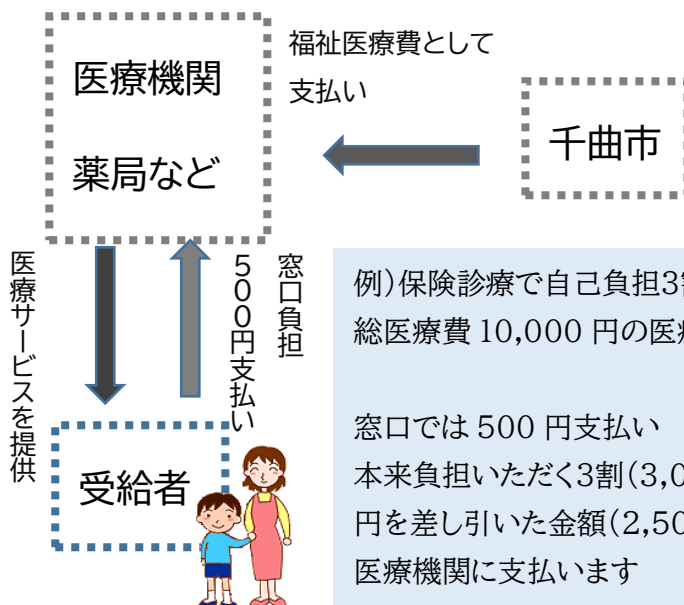
◆0歳～18歳までの方

医療機関等の窓口で毎回必ず受給者証を提示し、以下の金額をお支払いいただくことで医療サービスを受けることができます(現物給付方式)。

ただし、はり、きゅう、マッサージ指圧などの療養費は下記(19歳以上の方)と同じ給付方式となります。

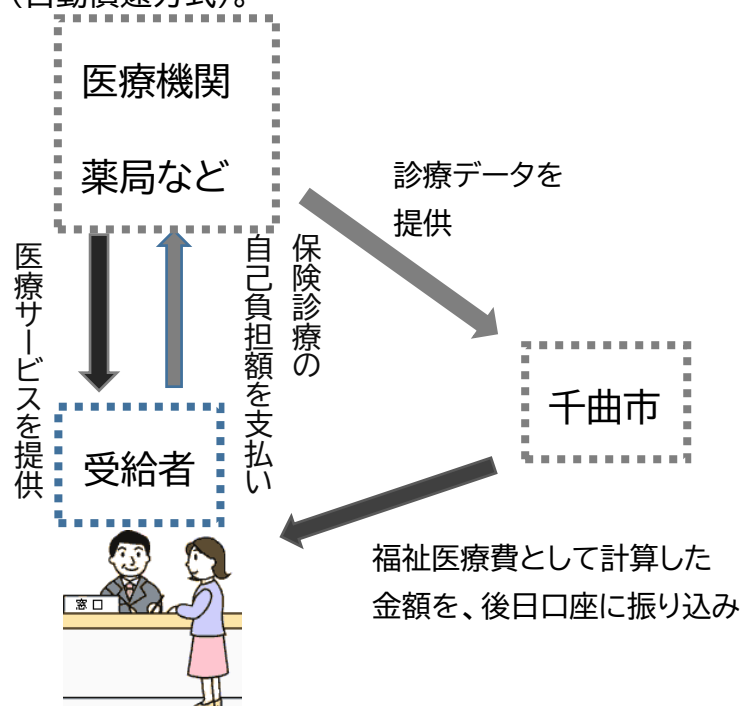
通院	1 医療機関あたり 1 か月上限 500 円
入院	1 医療機関あたり 1 か月上限 500 円
薬局	1 医療機関あたり 1 か月上限 500 円 (保険薬局における 保険調剤)

※保険証が同月内で変更となった場合は、上記の限りではないことがあります。



◆19歳以上の方(高校等に在学中の場合を含みます)

医療機関等の窓口で、毎回必ず受給者証を提示し、保険診療の自己負担金をお支払いいただくと受給者負担金・他制度給付金などを除き、後日、申請のあった指定口座へ給付金を振り込みます(自動償還方式)。



6. 給付方法 給付のための手続きが必要な場合

○県外の医療機関等を受診の場合

県外の医療機関を受診された場合は、現物給付・自動償還とも給付のための手続きが必要です。診療月を含め 6 か月以内に市役所窓口で領収書を持参してください。

○医療機関等の窓口で受給者証を提示しなかった場合

医療機関等の窓口で受給者証を提示しなかった場合も、上記県外受診同様の手続きが必要です。

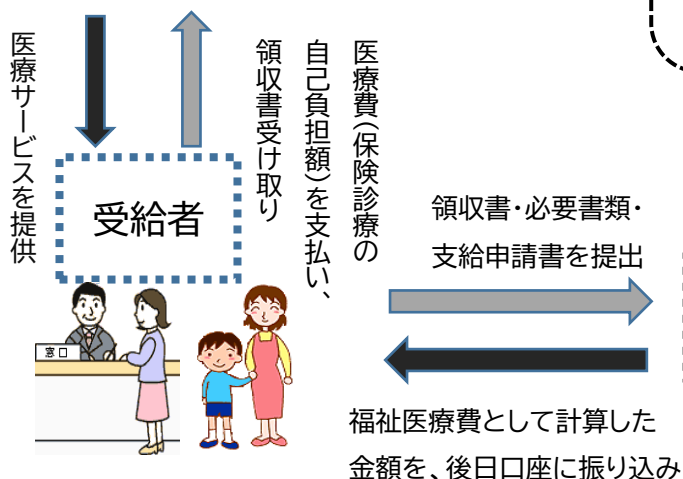
○療養費として補装具(コルセット等・弱視用眼鏡など治療用装具等)を購入した場合

健康保険が適用されるものについては、福祉医療費の対象となります。診断書の写し、加入保険からの療養費支給決定通知、領収書の写しなどが必要です。申請方法や申請時期についてご不明な場合はお尋ねください。

【手続き方法】

- ① 医療機関等の窓口で医療費をお支払いの上、
受診者名・医療点数等が確認できる領収書を受け取ってください。
- ② 福祉医療費給付金支給申請書(用紙は市役所、ホームページにあります)に記入のうえ、
① の領収書原本(レシート不可)と必要な書類を提出し、ご申請ください。
(領収書がない場合、福祉医療費給付金支給申請書に医療機関で診療証明を受けてもらうことで申請が可能です。)
- ③ 後日、指定口座へ給付金が振り込まれます。

県外医療機関等を受診、もしくは県内で
証未提示、補装具など療養費の場合



△ ご注意ください

診療月を含め 6 か月以内にご申請ください。

6 か月を超えたものは申請できません。

補装具等について、加入保険の療養費支給決定待ちなどで、申請期間を超えてしまいそうな場合は事前にご相談ください。

7. 給付について

振り込み時期・・・通常、診療月から 3 か月後の月末(市役所の通常営業月末の 1 日前の日、その日が土日・祝日であればその前日)です。月遅れとなることもあります。

振込通知・・・お出ししていません。医療機関で受診された時の領収書は大切に保管していただき通帳記帳により入金をご確認ください。通帳には「チクマシフクシイリョウヒ」と印字されます。給付の内訳が必要な方は、窓口までお尋ねください。

※医療機関や薬局での領収書の「負担額」は健康保険法に基づき 10 円未満の端数については四捨五入された金額となっています。福祉医療の給付金は端数処理前の診療点数により算出していますので、領収書の金額で計算したものと実際の給付額とでは数円から数十円の差異が生じる場合があります。ご注意ください。

8. 受給者証の更新について

証	資格	年次更新(一斉更新)	その他更新
水色	0歳～18 歳まで (18 歳到達後の 3 月 31 日まで)	原則ありません。 証記載の有効期限までご使用ください。	
若 草 色	障がい者等	資格認定となる日以降、 最初に到来する7月31日まで (通常は手続き不要で、7月中に新しい証を郵送します) 所得制限のある資格で、所得超過等により更新できない方については、別途こちらから通知をさせていただきます。	手帳等に有効期限や再診断・再認定の時期がある場合はその期限まで (手帳等の更新に伴い、引き続き認定となりますが、再度申請が必要です) 期限の例： 障害者手帳の有効期限・再判定 自立支援医療受給者証の有効期限 障害年金の再認定 特別児童扶養手当の再判定 等
	ひとり親家庭等で 19歳以上の方	資格認定となる日以降、 最初に到来する7月31日まで (通常は手続き不要で、7月中に新しい証を郵送します)	原則なし※1

※1 ひとり親家庭等に該当して、18 歳到達後の 3 月 31 日以降、引き続き高等学校等に在学している児童在学証明書の提出により、当該高等学校等を卒業する日以降最初の 3 月 31 日まで(最長で20歳到達以降最初の 3 月 31 日まで)受給者証の期限を更新することができます。

△ ご注意ください

世帯の中に所得の申告をしていない方がいる場合、受給者証の更新ができません。
未申告の方がいてもこちらから申告していただくようお知らせは致しませんので
受給者証の更新前に必ず申告をお願いします。

9. その他注意事項

- 受給者証は千曲市福祉医療費給付金の資格を有する大切な証明となるものです。
失くさないよう大切に保管してください。
- 本人・保護者以外の代理の方が手続きに来庁する場合、委任状等が必要となる場合があります。
事前にご相談ください。

10. 問い合わせ先

- 福祉医療費給付金事業について
千曲市役所健康推進課 国保医療係 Tel:026-273-1111(内線 1233)
- 障害者手帳・自立支援医療受給者証について
千曲市役所福祉課 障がい者福祉係 Tel:026-273-1111(内線 1273・1271)
- 障害年金について
長野南年金事務所 お客様相談室 Tel:026-227-1286
- 特別児童扶養手当について
千曲市役所こども未来課 子育て支援係 Tel:026-273-1111(内線 1251)
- ひとり親家庭等について
千曲市役所こども未来課 こども家庭相談係 Tel:026-273-1111(内線 1261)

こんなときは手続きを！	申請内容	申請に必要なもの
千曲市内での転居	受給者証の住所変更	受給者証・本人確認書類
千曲市外へ転出する	福祉医療費受給資格喪失の申請 受給者証の返納 ※転出後は千曲市の福祉医療制度は利用できません。	受給者証・本人確認書類・口座変更が必要な場合は振込先通帳
健康保険(保険証)が変わった	保険変更の申請	新しい保険証(受給者本人のもの)・印鑑・本人確認書類
振込口座を変更したい	口座変更の申請	変更する振込先通帳・本人確認書類
受給者証を紛失・汚してしまった	再交付の申請	本人確認書類
お亡くなりになった	福祉医療費受給資格喪失の申請	振込先通帳(お亡くなりの方の受給者ご本人名義の場合、変更が必要です)・本人確認書類
氏名が変わった	受給者証の氏名変更	受給者証・本人確認書類

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など顔写真つきのもの1点
または、健康保険証や年金手帳などの顔写真なしのもの2点以上。

千曲市健康推進課国保医療係 福祉医療担当 電話 026-273-1111(内線 1233)

«E-mail» kokuho@city.chikuma.lg.jp

«HP» <http://www.city.chikuma.lg.jp> 各種申請書様式をダウンロードできます。